

パブリックコメント手続結果

1 案件名

「路上喫煙禁止区域の指定について（案）」

2 実施機関（担当所管課）

- (1) 名称：環境水道部 環境政策課
- (2) 電話番号：06-6902-7212

3 概要

意見募集期間

令和3年12月1日（水）から同月27日（月）まで

4 閲覧場所

- (1) 環境政策課
- (2) リサイクルプラザ
- (3) 市情報コーナー（市役所別館1階）
- (4) 保健福祉センター
- (5) 南部市民センター
- (6) 市民プラザ
- (7) ルミエールホール
- (8) 市民交流会館・中塚荘
- (9) 市立公民館
- (10) 図書館本館
- (11) 市立総合体育館
- (12) 老人福祉センター
- (13) 高齢者ふれあいセンター
- (14) 女性サポートステーション（WESS）
- (15) 市ホームページ

5 受付した意見等の件数等

8件（*2名の方から意見が出されました。）

6 提出方法及び提出人数

回収ボックス投函1名、Eメール1名 合計2名

7 意見に対する考え方

寄せられた意見による素案の修正は行いませんが、意見に対する市の考え方は以下の通りです。

路上喫煙禁止区域の指定について（案）に対する意見

意見の分類	意見の概要	意見等に対する市の考え方
① 路上喫煙禁止区域の指定について	<p>○他の市内の駅周辺も同様に指定すべきである。</p> <p>○他の市内の駅周辺においても、路上喫煙者への指導や罰則は必要である。</p>	<p>○市内の他の駅周辺地域につきましても、今後順に路上喫煙禁止区域に指定する予定としております。</p> <p>また、路上喫煙禁止区域での喫煙者に対しましては、路上喫煙をやめるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は過料に処することがございます。</p>
② 公共喫煙所について	<p>○門真市路上喫煙の防止に関する条例第5条において、「市長は、…（省略）…路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。」、第6条において、「市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。」と定められているため、路上喫煙禁止区域内に公共喫煙所を設置することは、条例の規定に矛盾している。</p> <p>○既設の公共喫煙所は、門真市路上喫煙の防止に関する条例に違反しているため、即撤去すべきである。</p> <p>○喫煙所からは、煙が必ず漏れ、周囲に受動喫煙の危害を及ぼすので、門真市路上喫煙の防止に関する条例第1条の「市民の安全で快適な生活環境の確保に資する」目的に反することから、設置すべきではない。</p> <p>○健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例において、施設管理者も喫煙者も、受動喫煙の害を周囲に及ぼしてはならない配慮義務を定めている趣旨からして、公共の路上では禁煙を徹底し、公共喫煙所は設けるべきではなく、喫煙</p>	<p>○門真市路上喫煙の防止に関する条例第2条第2号において、「路上喫煙」とは「道路等（道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙設備が設けられた場所を除く。）において、たばこを吸う行為及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させる行為をいう。」と定義しており、公共喫煙所は、「道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙設備が設けられた場所」であり、路上喫煙には該当いたしません。</p> <p>○喫煙所を設置し、喫煙者がマナーを守って喫煙所をご利用いただくことで、路上喫煙や歩きタバコによる受動喫煙の機会が減少し、「市民の安全で快適な生活環境の確保に資する」ことにつながると考えております。</p> <p>市としましては、今後も路上喫煙防止のための啓発活動等を行い、喫煙者のマナーの向上を図り、市民の皆様が安全で快適に過ごせる環境づくりに努めてまいります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、喫煙所の利用にあたり、密を避けるよう利用者への啓発を行っており</p>

	<p>者は喫煙可能店等を利用すればよい。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を防止し、皆が健康を分かち合う社会をつくるためには、三密が避けられない公的な場所での（マスクを外さざるを得ない）喫煙と受動喫煙は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、路上喫煙禁止の徹底及び喫煙所を設けないことが必須となるべきである。</p>	<p>ます。</p>
<p>③路上喫煙禁止区域について</p>	<p>○禁止区域を指定する場合、市の職員のみではなく、警察にも協力を依頼し、違反者については路上喫煙の証拠を取ったうえで刑事罰を適用すべきである。</p>	<p>○路上喫煙禁止区域内で路上喫煙を行うことは、刑事罰の適用対象行為ではございません。</p> <p>したがって、警察に捜査等を依頼するのではなく、市の職員が路上喫煙者に路上喫煙をやめるよう勧告を行い、勧告に従わない場合は、その者に過料に処すことができます。</p>